

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅲ 災害に強い県づくりに向けた提案・要望

■大規模災害への備え

【内閣府、総務省、法務省、財務省、国土交通省、気象庁】

県担当課： 土地水政策課、危機管理課、消防防災課
河川砂防課、建築安全課、水道企画課

首都直下地震などの大規模災害が発生した場合には、東日本大震災と同様に広範な地域に被害が及ぶことが想定される。

また、近年、強大な台風や局地的な大雨等が発生している。本県では、平成 25 年 9 月に短期間に連続して発生した竜巻による被害から、被災者生活再建支援の課題が浮き彫りとなった。平成 27 年 9 月関東・東北豪雨は本県にも大きな被害をもたらしている。

東日本大震災を教訓とし、広域的な視点から震災対策の見直しを進めるとともに、様々な大規模災害から人命を守るため、安心・安全の確保に向けた対策を進める必要がある。

1 大規模地震対策の強化

【内閣府、国土交通省】

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のための対策強化を図るとともに、その必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- これまでの想定をはるかに超える東日本大震災の発生により、国や地方公共団体では、地震対策や津波対策の再検討が迫られている。
- 国において、首都直下地震対策特別措置法に基づく、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の見直しが平成 27 年 3 月に閣議決定された。
- 特に、首都直下地震は近い将来の発生が予想されており、東日本大震災の教訓を生かし、減災目標を達成すべく震災対策を進めていく必要がある。

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定）

- 今後 10 年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約 2 万 3 千人からおおむね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約 61 万棟からおおむね半減
- 主な施策の具体目標
 - 住宅等の耐震化率 95% (H32) 【全国】
 - 家具の固定率 65% (H36) 【全国】
 - 密集市街地の感震ブレイカー等設置率 25% (H36)
 - 自主防災組織による活動カバー率 100% (H36) 【1 都 3 県】

◆提案・要望の具体的内容

- 国においても、災害時のリーダー養成など自主防災組織が地域を守る取組や、住民自らが行う家具の固定、水・食料の備蓄などの取組を促進する対策を関係都県及び市区町村と連携して強化するとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

2 治水・土砂災害対策の推進

【国土交通省】

水害や土砂災害の危険から県民の尊い人命を守り、災害に強い県土づくりを進めるため、治水・土砂災害対策を強力に進めるとともに、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると平成27年9月の関東・東北豪雨の鬼怒川の破堤被害でも明らかなように甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 県が管理する河川の改修率は平成27年度末で60.7%であり、厳しい財政状況もあり未だ多くの地域で近年多発する豪雨等に対応できていない状況にある。
- ・ また、本県には土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれのある土砂災害警戒区域等の指定対象箇所が約5,200箇所ある。そのうち保全家屋が多くあるなど優先的に整備を進めようとしている要整備箇所1,440箇所においても整備率は12.6%と依然低い状況にある。
- ・ このような状況から本県の治水・土砂災害対策を強力に進める必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 利根川・荒川等の直轄治水事業を推進すること。
 - 基幹となる河川の整備
 - ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）の推進
 - ・ 高規格堤防整備事業の推進
 - ・ さいたま築堤（荒川）、総合治水対策特定河川改修（中川・綾瀬川）の推進
 - ・ ハッ場ダム建設事業の推進
 - ・ 首都圏外郭放水路の延伸
- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
 - 中小河川の整備
 - ・ 総合治水特定河川の整備促進（中川綾瀬川流域、新河岸川流域）
 - ・ 広域河川の整備促進（鴻沼川、芝川、市野川等）
 - ・ 調節池の整備促進（芝川第一調節池等）
 - 土砂災害防止対策
 - ・ 砂防事業（越生町黒岩等）、地すべり対策事業（東秩父村上の山地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（秩父市川俣地区等）など
 - ・ 土砂災害防止法に基づく区域指定
 - 流域貯留浸透施設の整備
 - 排水機場等の大規模河川管理施設の更新
 - 施設機能向上事業（社会資本総合整備）の推進（伝右川）

3 ハッ場ダム建設事業の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

ハッ場ダムについては、治水上及び利水上必要不可欠な施設であり、平成 31 年度までに確実に完成させること。

◆現状・課題

○事業参画団体： 埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の 1 都 5 県

○治水上の必要性

- ・ 昭和 22 年のカスリーン台風時の利根川の氾濫により甚大な被害を受けた本県にとって、利根川の治水対策は必要不可欠である。
- ・ ハッ場ダムは吾妻川流域における初めての大規模な洪水調節施設（集水面積 711km²、治水容量 6,500 万 m³）である。これにより、既存ダム群とあわせて利根川上流域での様々な降雨パターンに対応できるようになり、治水効果が高いことから早期の完成が必要である。

○利水上の必要性

- ・ 本県は、現在毎秒約 27 m³の水利権を取得しているが、この中にハッ場ダムへの参画を前提とした毎秒約 7.5 m³の暫定水利権が含まれており、この水量は約 160 万人分の水道水に相当する。
- ・ 暫定水利権は、異常気象などによる渇水時において、安定水利権より厳しい取水制限が行われることから、ハッ場ダムの早期完成による暫定水利権の安定化が水道水の安定供給には不可欠である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ハッ場ダムは、治水上及び利水上必要不可欠な施設であり、これ以上の工期延長がないよう平成 31 年度までに確実に完成させること。

4 地籍整備の推進 【新規】

【法務省、国土交通省】

地籍調査事業を計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
また、都市部の境界を明確にする登記所備付地図整備事業の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は31%で全国平均の51%を大きく下回っており、着手率については全国44位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、平成28年度から2市村が着手及び再開するほか、4市が着手を検討しているなど取組の成果が表れてきたところである。
- ・ 一方、平成28年度の国庫補助金については、要望額のおおむね9割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

○地籍調査の進捗率（%）

区 分		全 国	埼 玉 県
D I D (※)		24	22
非D I D	宅 地	53	48
	農用地	73	42
	林 地	44	17
合 計		51	31

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- ・ 特に調査が遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。
- ・ あわせて、調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、調査面積の拡大及び複数個所の調査をすること。

5 被災者生活再建支援法の弾力的運用

【内閣府】

被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

さらに、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、支援対象の拡大について検討すること。

◆現状・課題

○被災者生活再建支援制度

- ・ 一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。
- ・ しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準を満たさない場合には、支援金の支給が受けられない状況にある。
- ・ 床上浸水など全壊に至らない場合においても、被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合もある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。
- ・ 被災者生活の実態把握を調査し、自助・公助の適切な役割分担、支援金支給による生活再建度合いや地域復興への効果など総合的に精査し、支援対象の拡大について検討すること。

◆参考

- ・ 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会中間取りまとめ（平成26年8月）
委員／有識者、新潟県危機管理監、兵庫県防災企画局長、つくば市長、釜石市長の計9名

6 火山噴火対策の強化

【内閣府、気象庁】

火山噴火被害の軽減を図るため、監視・観測体制の強化や大量の火山灰が降灰した場合における火山灰の処理について明確な指針を示すこと。

◆現状・課題

- ・ わが国には110の活火山があり、うち噴火警戒レベルが運用されている火山は32である。(平成27年10月現在)
- ・ 平成26年9月に噴火した御嶽山は、警戒レベルが運用されている火山ではあるが、レベル1(平常)であったにも関わらず、突然の噴火により甚大な被害が発生した。
- ・ 火山噴火による被害の軽減を図るためには、予知技術の向上と監視・観測体制の強化が必要である。
- ・ 火山噴火により、火山灰が広範囲にかつ多量に降ることが考えられる。
- ・ 大量の火山灰は経済活動や県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。
- ・ このため、火山灰の処理について、国の明確な指針が必要である。

7 竜巻の発生メカニズムの解明

【内閣府、気象庁】

竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。

◆現状・課題

- ・ 近年、本県、茨城県、栃木県、群馬県など関東地方の内陸部において竜巻が短期間に多数発生し、また、今後とも発生するおそれがある。
- ・ このような竜巻の頻発には、地球温暖化などの大きな気候変動が原因と考えられるが、竜巻の発生メカニズムや発生の予測については、いまだ十分に解明されていないのが実情である。

◆参考

竜巻等突風対策局長級会議報告(平成25年12月26日)

構成省庁／内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省

■ 公共施設の耐震化・長寿命化

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

県担当課： 学事課、農村整備課、道路政策課
道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
教育局財務課、下水道事業課

災害時において、県民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるためには、緊急輸送道路の機能の確保は不可欠である。また、学校施設等は災害時に避難地や避難路として機能するなど、地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。さらに下水道は、被災時の公衆衛生を確保するうえで極めて重要な役割を果たしている。

しかし、これらの公共施設の多くが高度経済成長期以降に建設、整備されたもので、近年、老朽化が進んでおり、公共施設が果たすべき災害時の機能に支障を及ぼすおそれがある。また、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迫られ、将来に大きな負担が生じることも予想される。

このことから、公共施設の耐震化・長寿命化対策を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県づくりに積極的に取り組む必要がある。

8 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進

【国土交通省】

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。この教訓から、本県は昭和 55 年よりも古い基準で建設され、かつ橋脚を有する橋りょうの耐震補強を計画的に進めてきた。
- ・ 東日本大震災では、救助活動や被災地支援などの災害対策の面で緊急輸送道路が大きな役割を果たした。そこで、緊急輸送道路の耐震補強が必要な橋りょうの対策を優先的に進め平成 27 年度までに完了させた。
- ・ 併せて、平成 26 年度からは緊急輸送道路以外の橋りょうの耐震補強に着手し、道路ネットワークの強化を計画的に進めている。
- ・ 東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

9 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進

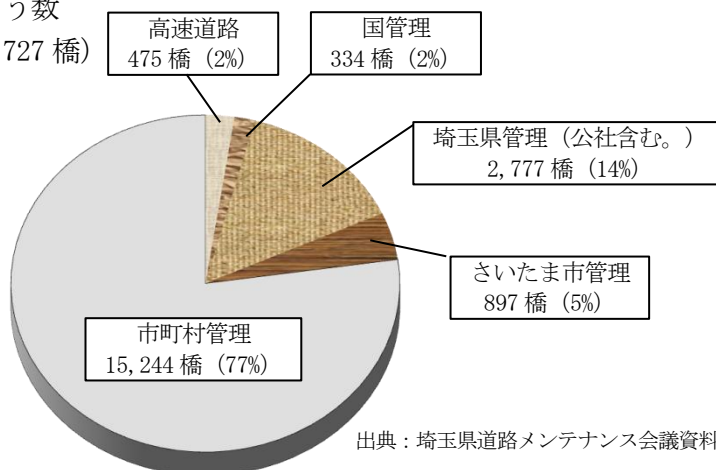
【国土交通省】

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検、修繕及び更新に必要な財源を確保すること。

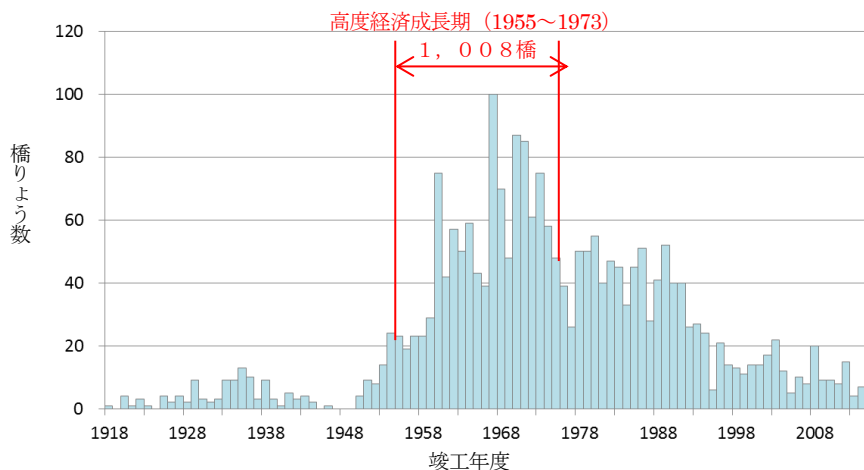
◆現状・課題

- 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうが老朽化し、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

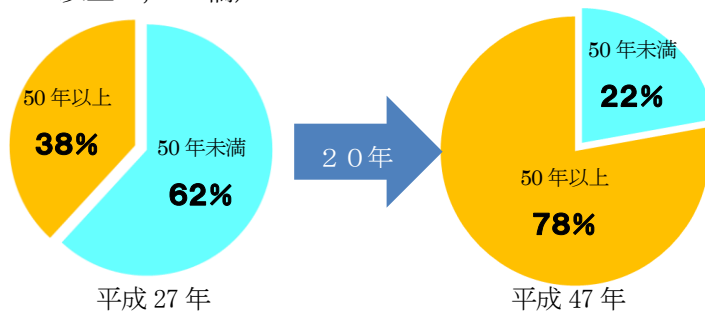
- 埼玉県内の橋りょう数
(橋長 2 m 以上 19,727 橋)



- 埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ



- 架設後 50 年以上経過している橋りょうの割合の推移
(橋長 2 m 以上 2,770 橋)



老朽化が進む埼玉県の橋りょう

10 河川管理施設の長寿命化の推進

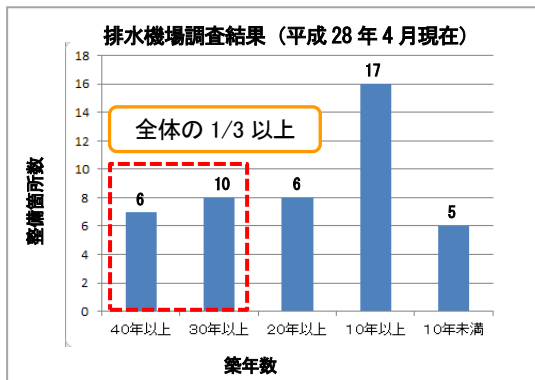
【国土交通省】

老朽化した河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 高度経済成長期（昭和40年代頃～昭和50年代頃）に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化しており、計画的な更新や修繕による施設の長寿命化が必要であるが、これには多額の費用を要する。

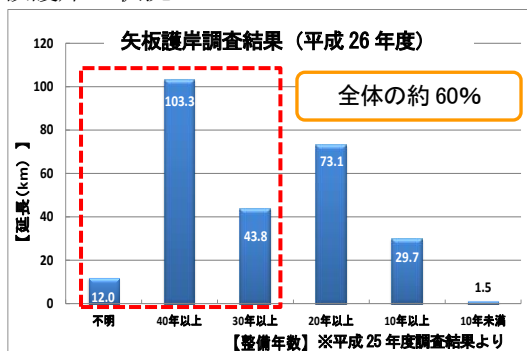
○排水機場の状況



・排水機場は、44 機場のうち 16 機場（全体の 1/3 以上）が整備後 30 年以上を経過



○矢板護岸の状況



・矢板護岸は、総延長約 264 kmのうち、約 160 km（約 6 割）が整備後 30 年以上を経過



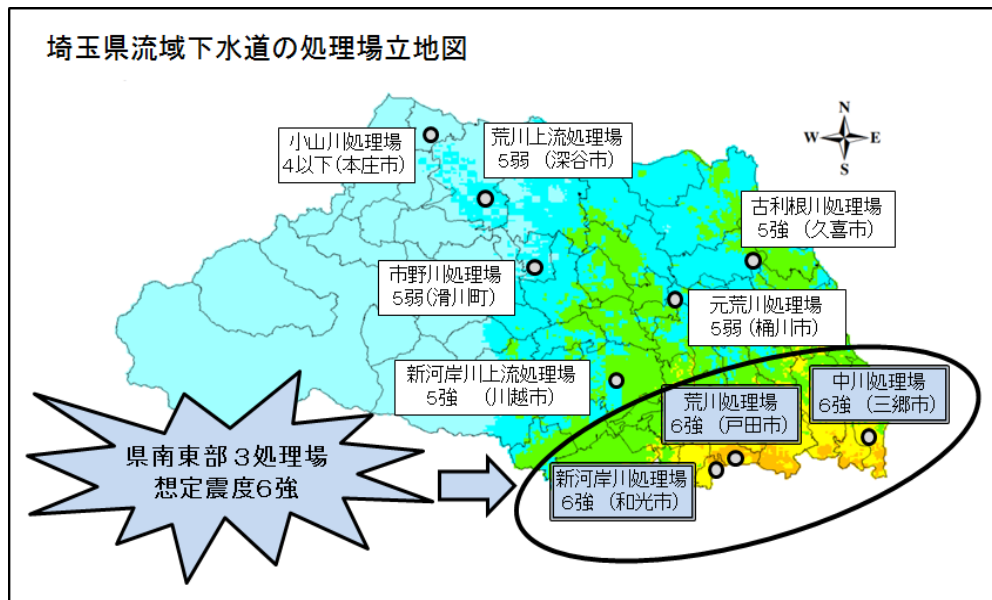
11 下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

【国土交通省】

県民の安心・安全の確保に向け、老朽化した下水道施設の耐震化や更新などを推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、8つの流域下水道で全体の9割の処理人口（約530万人）を担っており、大規模地震で流域下水道施設が被災した場合は県民生活に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震では、震度6強と予想される県南東部地域に約477万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策等が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設もおおむね10年後頃から徐々に更新期を迎えるため、長寿命化対策を着実に進めていく必要がある。



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約185万人	約477万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約160万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約132万人	

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「埼玉県流域下水道総合地震対策計画」及び「埼玉県流域下水道長寿命化計画」を着実に実施するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、必要な財源を確保すること。

12 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進

【農林水産省】

ため池や排水機場、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 土地改良施設等は食糧生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしていることから、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮を図る必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食糧増産の時代や高度経済成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 国は平成 26 年に「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な保全管理の推進を求めており、県も積極的に対策を実施していく。
- ・ 国の指示を受け一斉点検等を行った結果、地震時に損壊のリスクが高く、人命やライフラインへの影響が大きい施設が、ため池 20 箇所、農道橋 26 箇所となっている。そのため、早急に詳細調査を行って必要な対策工事を実施する必要がある。
- ・ 耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、早急に長寿命化対策を行っていく必要があり、必要な予算の確保が急務である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
 - 農村地域防災減災事業
 - ため池等の防災減災対策
 - 農山漁村地域整備交付金
 - 農道橋の防災減災対策、排水機場や農業集落排水施設などの長寿命化対策



堤体の下流に民家や鉄道が近接するため池（姿の池・横瀬町）



耐震補強を行った農道橋（玉作橋・熊谷市）

13 学校施設の耐震化・長寿命化等の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化、長寿命化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修などを進めるための財政支援制度の充実を図るとともに、十分な財源を当初予算において確保すること。

私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。

◆現状・課題

- 学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、地震や台風、竜巻等に対し、その安全性の確保は重要である。
- 東日本大震災において、学校施設をはじめとした多くの施設が甚大な被害を受けたが、残された学校施設は避難所として多くの地域住民を受け入れており、災害時における避難拠点としての学校施設の重要性が再認識された。

○ 公立学校施設

- 学校施設の耐震化について、校舎等の耐震化はおおむね完了した。しかし、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。
- 本県の公立小中学校施設の大半は昭和 44 年度から昭和 59 年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、長寿命化や老朽化対策の推進は全国的な課題である。
- 本県では近年、夏場の気温の上昇傾向が見られるため、市町村から空調設備設置の要望が寄せられている。

○ 私立学校施設

- 全ての県立高校で耐震化が終了しているのに対し、平成 28 年 4 月 1 日現在の耐震化率については、私立高校は 95.3%、私立幼稚園は 85.6%にとどまっており、児童生徒等の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- また、高等学校の耐震化について、平成 29 年度以降に実施予定の学校は全て耐震改築工事を計画しているが、耐震改築に係る国庫補助事業は平成 28 年度に終了してしまうため、各学校で予算が確保できず、耐震化が遅れる可能性がある。
- 今後も児童生徒数等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

<平成 27 年度の状況>

学種等		補助率 Is 値 0.3 未満	補助率 Is 値 0.3 以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	7	7
	改築	1/3	1/3	2	2
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	7	7
	改築	1/3	1/3	4	4

◆提案・要望の具体的内容

○ 公立学校施設

- ・ 非構造部材を含む学校施設の耐震化をより一層促進するため、平成 27 年度末で終了した全国防災事業債と同等の財政支援措置を講じること。
- ・ 大規模改造（老朽）事業は外部改修と内部改修を同時に行う必要があるが、いずれかのみ改修でも対象とするよう要件を緩和すること。また、学校設置者である各自治体による弾力的な運用に向けて対象事業費の下限額（7,000 万円）の引下げなども必要である。
- ・ 国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における公共施設等の管理に関する基本的な考え方では、維持管理・修繕・更新等の実施方針として予防保全型維持管理の考え方を取り入れるよう要請している。各自治体が積極的に補修や改良を進めることができるよう地方単独事業における地方債措置の下限額（2,000 万円）を引き下げること。
- ・ 夏季における適切な教育環境確保の観点から、地域の実情に応じて空調設備の設置等を緊急かつ短期的に行う必要がある。このため交付金の算定割合の嵩上げや地方債措置の充実を図るとともに、リース方式による整備も補助対象とするなど、より利用しやすい制度への改善を図ること。
- ・ 平成 27 年度に引き続き、平成 28 年度当初予算においても、各自治体が年度当初に計画していた事業の大部分の採択が見送られた。このため耐震化や防災機能の強化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修など、各自治体が計画した全ての事業を年度当初から実施できるよう必要な財源を当初予算において全額確保すること。

○ 私立学校施設

- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）について、補助率を嵩上げし、必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、補助率を嵩上げするとともに、補助対象園数の拡大に必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費（耐震改築工事））について、事業年度を延長し、平成 29 年度以降も実施すること。